

「オープンカウンター方式による見積依頼について」

随意契約を前提とした見積依頼です。
有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

番号	種別	調達番号	件名	履行場所	履行期限	見積 依頼書 公表日	見積 提出期限	見積 合わせ の日時	防衛省 競争参加資格 (全省庁統一 資格)	参加 条件	備考
10	役務	役-5	消防用設備等総合点検	航空自衛隊 背振山分屯 基地	R9.3.31	R8.5.25	R8.6.9	R8.6.9 12:00	「C」又は「D」 若しくは「お知らせ」 の参加資格に 該当する者		見積書 (FAX可)
			以下余白								

仕様書等の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
(仕様書等を公表している場合を除く。)

〒816-0804
福岡県春日市原町3-1-1 航空自衛隊春日基地
西部航空警戒管制団基地業務群会計隊 契約班 中村
電話 : 092-581-4031 内線2894~2896
FAX : 092-571-5594

役 務 仕 様 書			
仕 様 書 の 種 類	内 容 による 分類	役 務 仕 様 書	
	性 質 による 分類	個 別 仕 様 書	
品 名 又 是 件 名	消防用設備等総合点検	承 認	令和 8年 5月 7日
		作 成	令和 8年 4月 8日
		改 正	
		作成部隊等名	第 4 3 警戒隊基地業務小隊
<p>1 役務件名 消防用設備等総合点検</p> <p>2 履行場所 特記仕様書のとおり。</p> <p>3 役務概要 特記仕様書のとおり。</p> <p>4 分屯基地内共通事項 請負者（契約相手方）（以下「請負者」という。）は、分屯基地内において法令及び分屯基地で定められた規則を遵守し、行動しなければならない。以下の代表的な事項を遵守するほか、検査官及び監督官の細部指示に従わなければならない。</p> <p>(1) 請負者は、履行現場において分屯基地の電力及び給水を使用する必要がある場合、契約担当官と調整するものとする。</p> <p>(2) 請負者は、分屯基地及び分屯基地の施設への立入りに関し、規則に基づく所要の手続きを実施し、分屯基地司令等の許可を受けるものとする。</p> <p>(3) 請負者は、分屯基地内において履行で必要な場所以外への立入りは行わないほか、細部は監督官の指示に従うものとする。</p> <p>(4) 請負者は、分屯基地内において知り得た情報について、第三者へ漏らしてはならない。</p> <p>(5) 請負者は、分屯基地内における写真撮影について、役務に必要な場所及び内容だけとし、監督官の許可を得るものとする。また、写真、フィルム及びデータについては、提出後、完全に消去し、保持しないものとする。</p> <p>(6) 請負者は、役務に関連するデータは、ファイル交換ソフトがインストールされていないパソコン等を使用して処理するものとし、必要書類の提出後、当該データを消去し、保持しないものとする。</p>			

5 一般共通事項

(1) 一般事項

ア 本役務の履行は、本仕様書によるほか、関係法規類及び分屯基地諸規則の定めるところに従い、遺漏なく実施するものとする。ただし、本役務に関係なき事項については、適用しないものとする。また、これらに明記なき事項については、監督官の指示に従い実施するものとする。

イ 役務の着手及び履行に当たっては、監督官とよく調整し、連絡不十分等による役務の誤り及び遅滞などを避けなければならない。

ウ 災害及び不測事態等の発生又は部隊運用に伴い、役務の継続が困難な状況になった場合は、監督官の指示に従わなければならない。

(2) 法令の遵守及び官公庁への手続き

ア 請負者は、役務の履行に当たり、役務に関する諸規則を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の運営の手続きについて、請負者の負担と責任において行わなければならない。

イ 役務履行のため必要な関係官公庁その他に対する諸手続きは、原則として請負者において迅速に処理しなければならない。ただし、これらの手続きに要する費用は、全て請負者の負担とする。また、関係官公庁その他に対する交渉を要するとき又は交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督官に申し出て協議するものとする。

(3) 疑義

請負者は、図面及び仕様書との内容に相違がある場合、明示のない場合又は疑いが生じた場合には、全て監督官と協議しなければならない。その際、技術上当然履行すべき事項は、請負者の責任において行うものとする。

(4) 軽微な変更

請負者は、役務の履行に際し、現場の納まり等のため位置又は工法に軽微な変更が生じる場合、それによる数量の増減等の変更を監督官と協議し、監督官の指示に従わなければならない。この場合の請負金額及び履行期間については、変更しない。

(5) 安全管理

ア 現場代理人は常駐とし、履行場所の安全及び衛生等に関する管理責任者となり、関係法令等に従って管理を行うものとする。ただし、別に責任者を定められた場合は、これに協力するものとする。

イ 現場代理人は、全作業員を対象とした安全教育等を実施し、常に役務の安全に留意し、事故及び災害の防止に努めなければならない。

ウ 現場代理人は、常に履行場所の整理整頓を行い、特に危険箇所の点検を行う等、事故の未然防止に努めなければならない。

エ 火気の使用及び溶接作業等を行う場合は、事前に監督官の承認を受けるものとし、適切な消火設備及び防災シート等を設けるなど、火災の防止措置を講じるものとする。

(6) 養生

請負者は、履行関係区域内の次のものについて、適切な方法で養生するものとする。

ア 未使用の機械及び材料

イ 履行済の部分

ウ 在来部分

エ 汚染又は損傷の恐れがあるもの

(7) 清掃及び後片付け

請負者は、役務の完了に際し、当該役務に関する部分の清掃及び後片付けを行わなければならない。

(8) 工程表

ア 請負者は、役務の着手に先立ち工程内容を監督官と協議の上、工程表を作成し、監督官に提出しなければならない。

イ 請負者は、工程内容に変更が生じ、その内容が重要な場合には、監督官と協議の上、工程表を変更後、速やかに提出しなければならない。

(9) 施工図、原寸図及び見本

施工図、原寸図及び見本などは、必要に応じて速やかに監督官に提出し、承認を受けなければならない。

なお、指定色等は、監督官の指示による。

(10) 材料

ア 仮設材及び特に仕様書等に記載された物以外の材料は、努めて「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」に該当する新品の物品等を使用し、監督官の検査を受けて合格した物を使用するものとする。

イ 材料は、試験成績表及び見本等を事前に監督官に提出又は提示し、承認を受けるものとする。材料の規格等は、図面、仕様書又は監督官の指示による。

ウ 図面及び仕様書等に記載された材料のうち同等品を使用する場合、同等以上であることの証明を事前に監督官に提出又は提示し、承認を受けるものとする。

(11) 部分検査

請負者は、役務完了後に隠蔽される部分等で完了検査時に確認が困難な箇所については、監督官と調整の上、適切な時期に検査官の部分検査を受け、検査合格後、役務を続行するものとする。その際、検査合格後の代価の支払いは生じない。

(12) 完了検査

ア 請負者は、役務完了に際し、監督官と調整の上、検査官の完了検査を受ける

ものとする。

イ 請負者は、完了検査に際し、手直し箇所が生じた場合、直ちに手直しを行い、検査官の再検査を受けるものとする。

(13) 役務写真

ア 請負者は、仕様書及び設計図書に基づき、工程等が適切に施工されたことが確認できる証拠書類として満足させるように役務写真を撮影するものとする。

イ 撮影は、履行前、履行中及び履行後並びに履行に伴い隠蔽する部分を可能な限り同一方向から撮影し、編集後、監督官に提出するものとする。

(14) 発生材

ア 役務の履行により生じた発生材の運搬は、請負者の責任において行わなければならない。

イ 発生材のうち金属屑は、監督官の指示する場所へ集積するものとする。

ウ 請負者は、集積した金属屑を品目ごとに分別し、重量を計測後、発生材調書を作成し、状況写真とともに監督官に提出するものとする。

エ 金属屑以外の発生材は、産業廃棄物処理施設において適正に処分し、産業廃棄物管理票の写しを完了検査前までに監督官に提出するものとする。

(15) 他の構造物及びその他に対する注意

請負者は、履行中において、他の構造物及びその他に損傷を与えないように十分注意して履行するものとし、損傷させた場合は、速やかに監督官に報告するとともに、請負者の負担において、必要な処置を取り完全に復旧するものとする。

(16) 図面の複製貸出

設計図書等は、役務履行等の目的以外に、第三者に対して貸与、複製又は閲覧させてはならない。

なお、設計図書等は、役務終了後速やかに返却するものとする。

(17) 提出書類

特記仕様書のとおり。

6 特記事項

特記仕様書のとおり。

特記仕様書

1 役務件名
消防用設備等総合点検

2 履行場所
航空自衛隊背振山分屯基地

3 役務概要
消防法第17条の3に基づき、消防用設備等の点検を実施するものである。

区分	項目	場所	図面番号
不活性ガス消火設備	機器点検及び 総合点検	A局舎	3 / 1 4
		B局舎	
ハロゲン化物消火設備	総合点検	C局舎	
		D局舎	
スプリンクラー消火設備		C局舎	
配線		各設備	

- 5 役務に対する要求
- (1) 本役務は、本仕様書によるほか、建築保全業務共通仕様書及び関係法規等により実施するものとする。
 - (2) 本役務で使用する機材及び必要な機器等は、全て請負業者が準備するものとする。
 - (3) 請負業者は、各消火設備の点検実施前、連動する火災受信盤の必要な処置操作を実施するものとする。
 - (4) 不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備の放出試験にあたっては、本体容器の誤放出を防止するため、消火ガス容器本体側の操作ガス導管を外した後、起動用ガス容器を外し、窒素ガス容器(7m³)により点検を実施するものとする。
 - (5) 請負業者は、点検終了後、点検結果報告書を定められた様式で監督官へ提出するものとする。

- (6) 本役務は、官側が全ての点検結果報告書の受領をもって完了とする。
- 6 提出書類
請負者は次に示す監督官の指示する書類を作成し、延滞なく提出するものとする。

書類名	提出期限	様式
臨時立入申請書※	契約後	官側
現場代理人通知書	契約後	官側
工程表	契約後	官側
役務完了通知及び役務完了検査願書	完了後	官側
役務日報	都度	請負者
役務写真	完了検査時	請負者
点検結果報告書(2部)	完了検査時	消防法
その他監督官が指示する書類	都度	別示

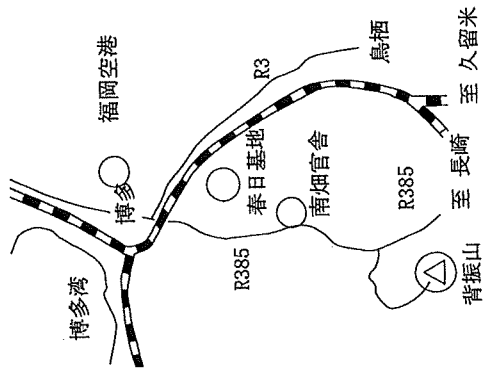
※ 臨時立入申請書については、申請から許可まで、概ね4～6カ月を要する。

- 7 その他
防衛省進入道路は、勾配が激しく最小道路幅が3.2mであるため、大型車両等については、佐賀県側の背振山公園線(県道305号線)を経由し、来基するものとする。

許可無く関係者以外に図面を貸出、複製及び回覧をさせてはならない。

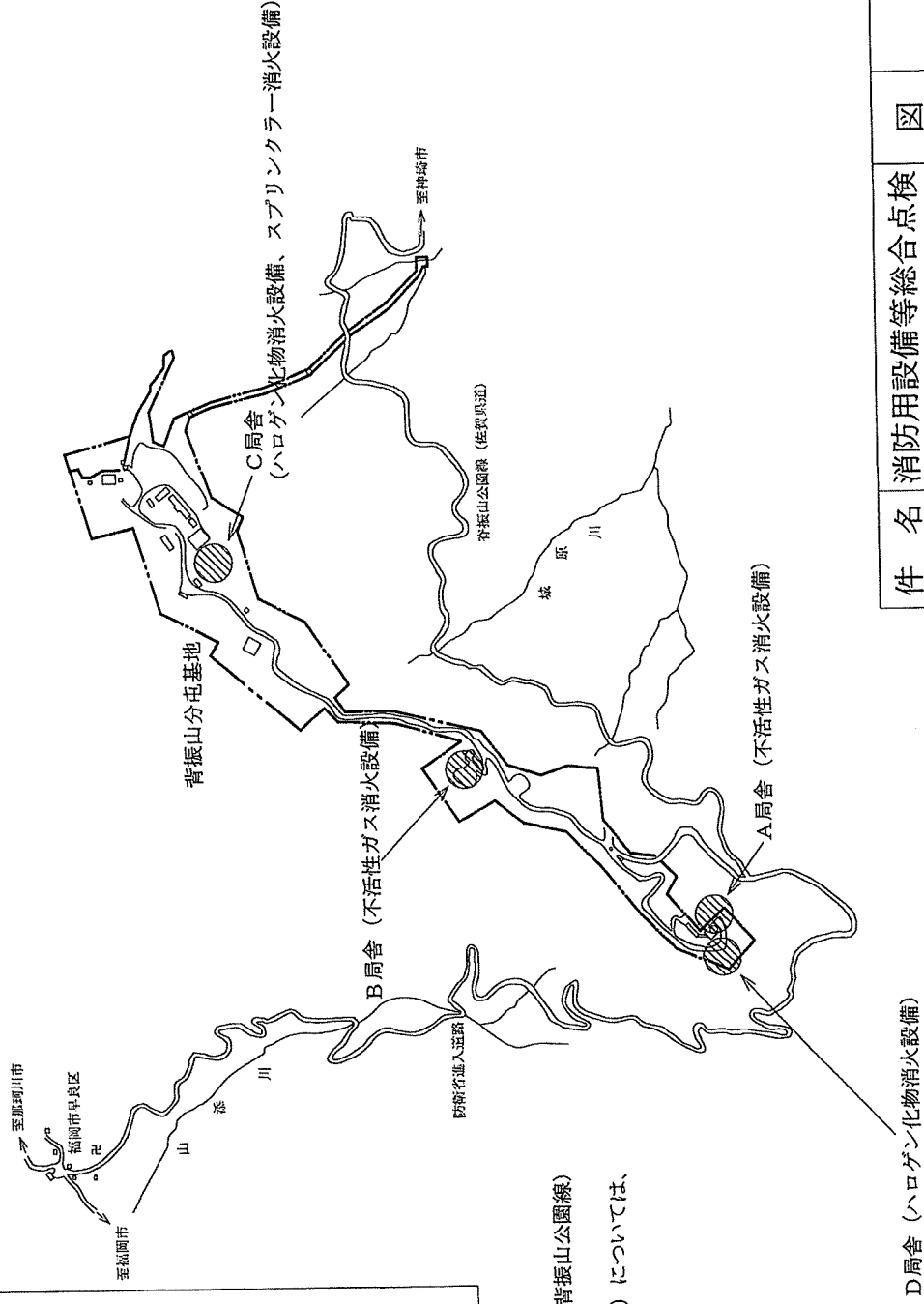
件名	消防用設備等総合点検		図面番号
図面名	特記仕様書		1/14
縮尺	No scale		
航空自衛隊 背振山分屯基地			

広域



※ 防衛省進入道路について

- (1) 大型車両は、佐賀県道305号線（背振山公園線）を經由する。
- (2) 冬季期間（12月1日～3月31日）については、全車両通行不可である。



D局舎（ハロゲン化物消火設備）

件名 消防用設備等総合点検

図面名 案内図

縮尺 No scale

図面番号 2/14

航空自衛隊 背振山分屯基地

許可無く関係者以外に図面を貸出、複製及び回覧をさせてはならない。

不活性ガス消火設備 (A局舎)		
図面番号	分類等	数量
4~5		
N0		
1	消火剤貯蔵容器 (二酸化炭素)	11基
2	容器弁開放装置 (電磁式)	4個
3	容器弁開放装置 (ガス圧式)	11個
4	起動用ガス容器	4個
5	起動用操作箱	4個
6	音響装置	10組
7	制御盤 (4回線)	1面
8	音声盤	1面
9	表示盤	2面
10	電源装置	1組
11	圧カスイッチ	4個
12	逆止弁	4個
13	開口部自動閉鎖装置 (ピストンレリーフ)	14個
14	放出表示灯箱	9個
15	選択弁	4個
16	ヘッド	10個
17	作動試験	1式
18	放出試験	1式
19	定温式スポット型感知器	19個
20	煙感知器	16個
21	絶縁抵抗測定及び配線点検 (建物単位とする)	1式

不活性ガス消火設備 (B局舎)		
図面番号	分類等	数量
6~7		
N0		
1	消火剤貯蔵容器 (二酸化炭素)	17基
2	容器弁開放装置 (電磁式)	3個
3	容器弁開放装置 (ガス圧式)	17個
4	起動用ガス容器	3個
5	起動用操作箱	3個
6	音響装置	5組
7	制御盤 (3回線)	1面
8	音声盤	1面
9	表示盤	2面
10	電源装置	1組
11	圧カスイッチ	3個
12	逆止弁	3個
13	開口部自動閉鎖装置 (ピストンレリーフ)	10個
14	放出表示灯箱	3個
15	選択弁	3個
16	ヘッド	6個
17	作動試験	1式
18	放出試験	1式
19	定温式スポット型感知器	15個
20	煙感知器	15個
21	絶縁抵抗測定及び配線点検 (建物単位とする)	1式

ハロゲン化物物消火設備 (C局舎)		
図面番号	分類等	数量
8~9		
N0		
1	消火剤貯蔵容器 (ハロン1301)	22基
2	容器弁開放装置 (電磁式)	8個
3	容器弁開放装置 (ガス圧式)	22個
4	起動用ガス容器	8個
5	起動用操作箱	8個
6	音響装置	21組
7	制御盤 (8回線)	1面
8	音声盤	1面
9	表示盤	2面
10	電源装置	1組
11	圧カスイッチ	8個
12	逆止弁	8個
13	開口部自動閉鎖装置 (ピストンレリーフ)	39個
14	放出表示灯箱	23個
15	選択弁	9個
16	ヘッド	46個
17	作動試験	1式
18	放出試験	1式
19	定温式スポット型感知器 (面検型含む)	61個
20	煙感知器	46個
21	絶縁抵抗測定及び配線点検 (建物単位とする)	1式

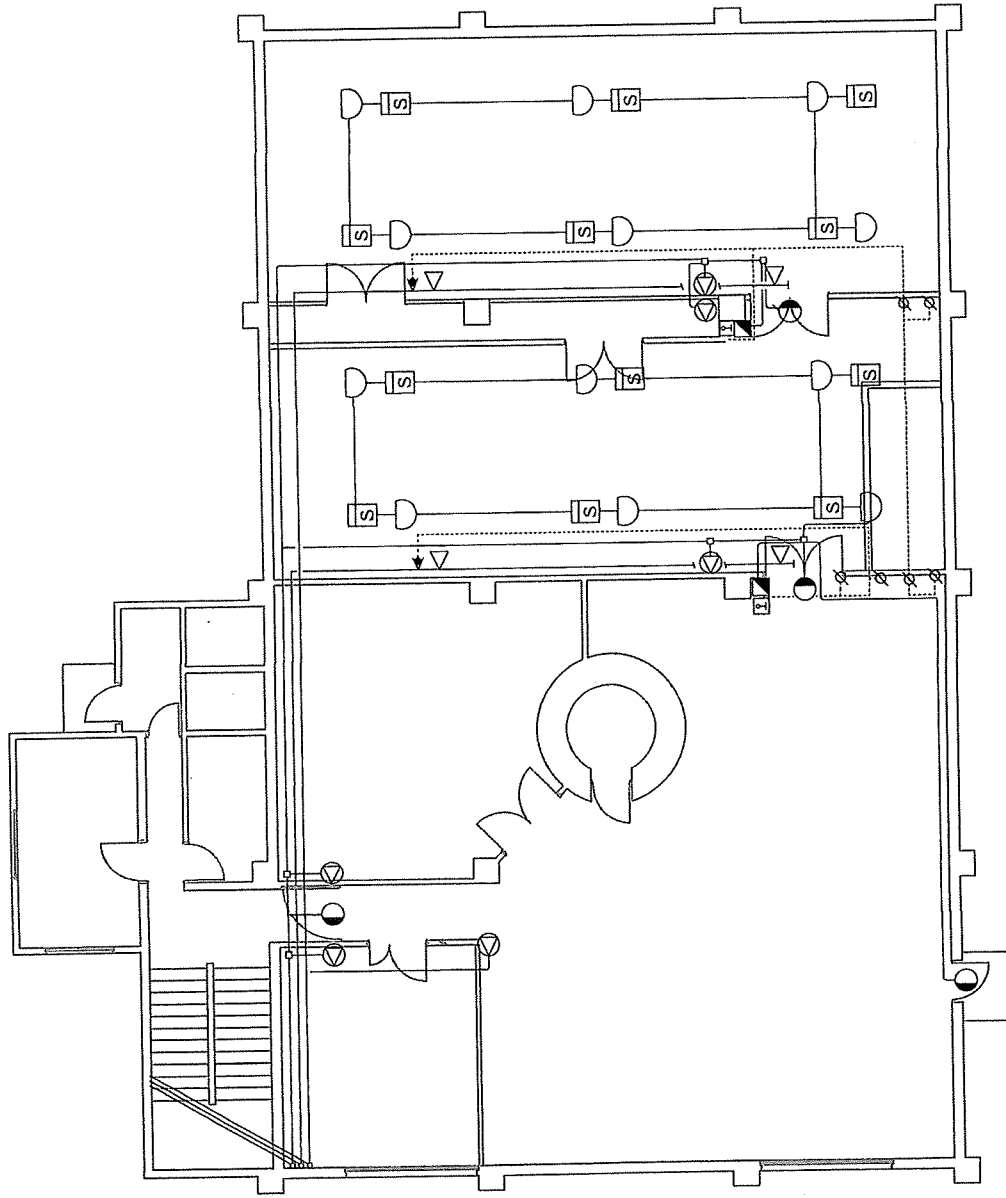
スプリンクラー消火設備 (C局舎)		
図面番号	分類等	数量
10~11		
N0		
1	加圧送水装置	1組
2	起動装置	1組
3	ヘッド	147個
4	制御盤	1面
5	流水検知装置	2組
6	表示盤	2面
7	呼水装置	1組
8	送水口	1箇所
9	圧カスイッチ	4個
10	水源 (貯水槽、給水装置、バルブ類等)	1組
11	補助散水栓	2個
12	末端試験弁	2個
13	運動又は放水試験	1式

ハロゲン化物物消火設備 (D局舎)		
図面番号	分類等	数量
12~14		
N0		
1	消火剤貯蔵容器 (ハロン1301)	6基
2	容器弁開放装置 (電磁式)	6個
3	容器弁開放装置 (ガス圧式)	6個
4	起動用ガス容器	6個
5	起動用操作箱	6個
6	音響装置	6組
7	制御盤 (6回線)	1面
8	音声盤	1面
9	表示盤	2面
10	電源装置	1組
11	圧カスイッチ	6個
12	逆止弁	4個
13	開口部自動閉鎖装置 (ピストンレリーフ)	21個
14	放出表示灯箱	17個
15	選択弁	6個
16	ヘッド	20個
17	作動試験	1式
18	放出試験	1式
19	絶縁抵抗測定及び配線点検 (建物単位とする)	1式

件名	消防用設備等総合点検		図面番号	3/14
図面名	点検一覧表			
縮尺	No scale			
航空自衛隊 背振山分屯基地				

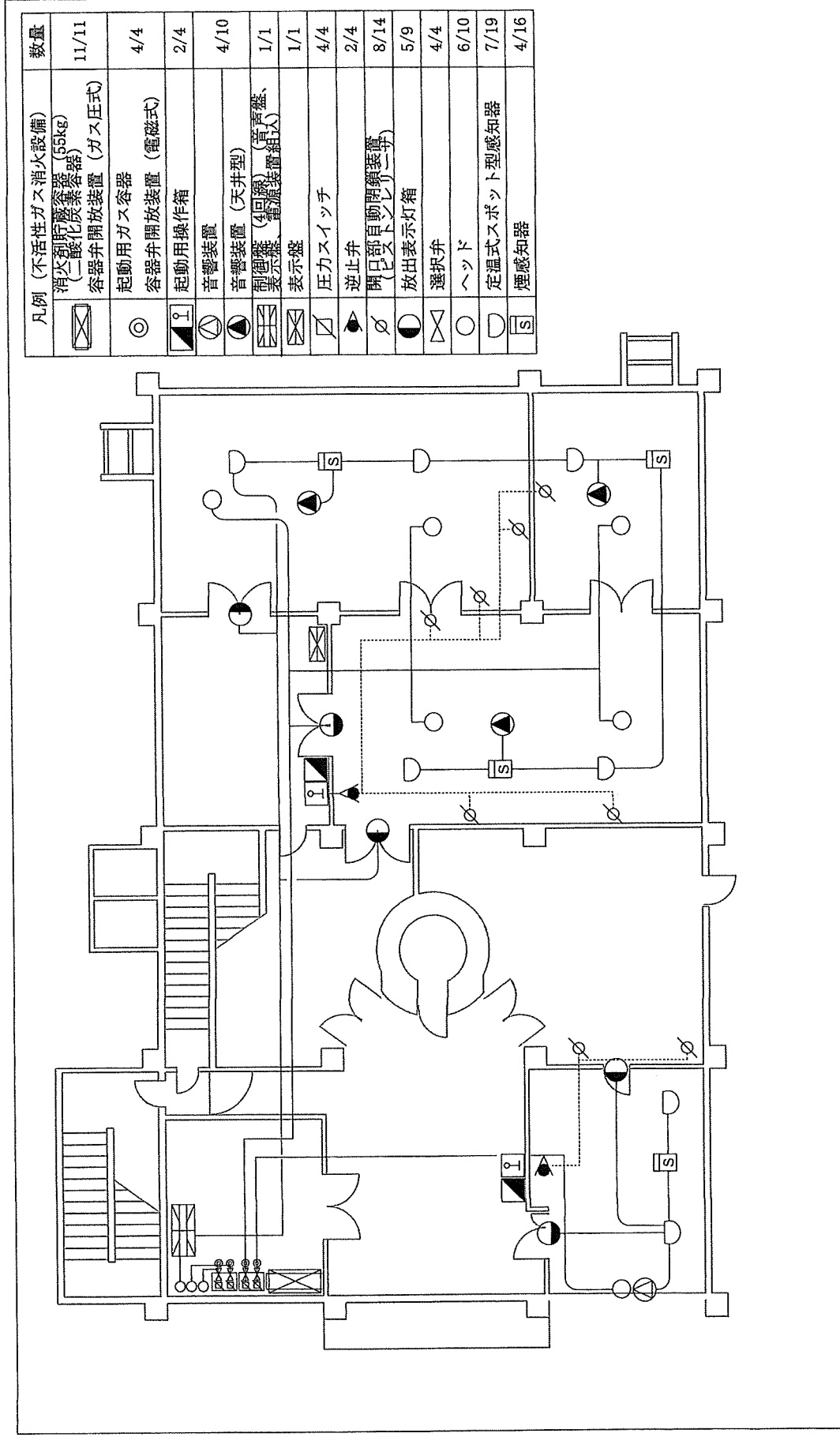
許可無く関係者以外に図面を貸出、複製及び回覧をさせてはならない。

凡例 (不活性ガス消火設備)	数量
▲	2/4
⊕	6/10
⊙	2/4
⊘	6/14
●	4/9
△	4/10
○	12/19
□	12/16



件名	消防用設備等総合点検	図面番号	4/14
図面名	A局舎 (2F)		
縮尺	No scale		
航空自衛隊 背振山分屯基地			

許可無く関係者以外に図面を貸出、複製及び回覧をさせてはならない。

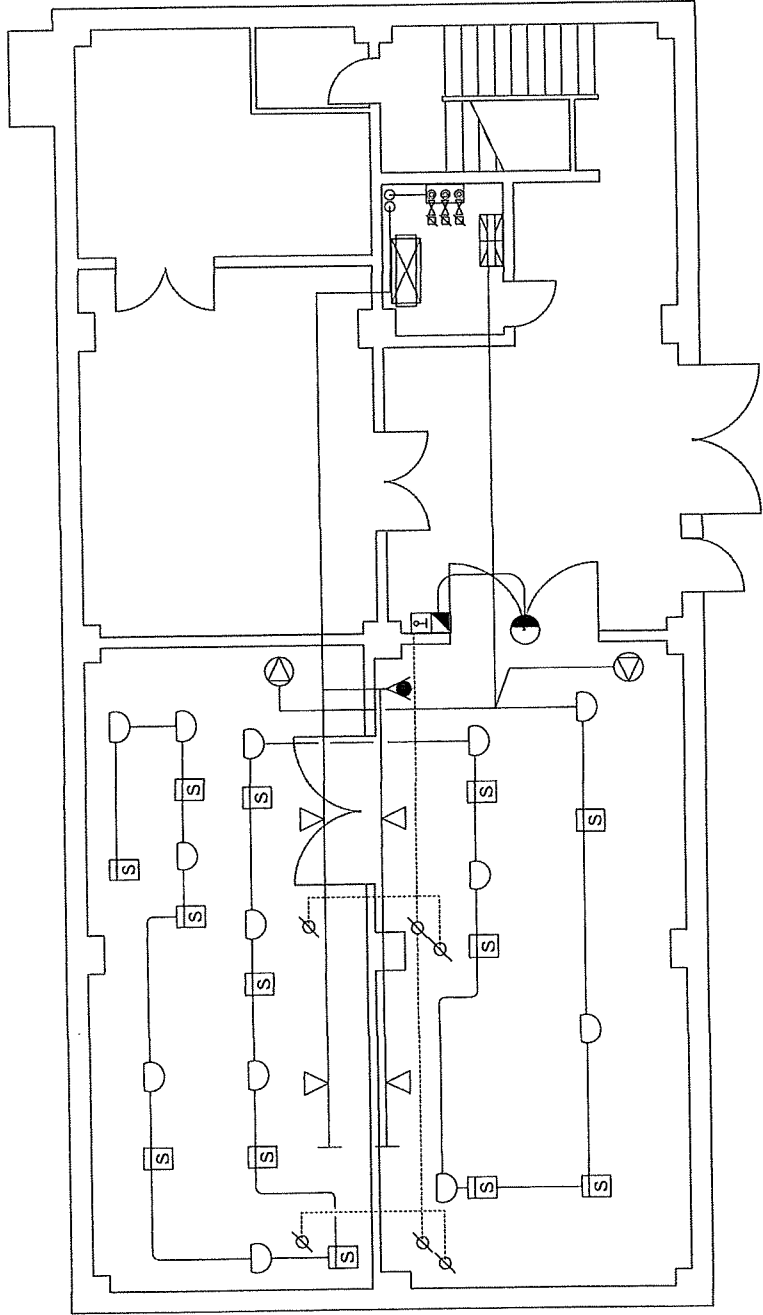


凡例 (不活性ガス消火設備)	数量
消火剤貯蔵容器 (55kg) (二酸化炭素容器)	11/11
容器弁開放装置 (ガス圧式)	4/4
起動用ガス容器	2/4
容器弁開放装置 (電磁式)	4/10
起動用操作箱	1/1
音響装置	1/1
音響装置 (天井型)	4/4
制御盤 (4回線) (音響盤、電源装置組込)	2/4
表示盤	8/14
圧力スイッチ	5/9
逆止弁	4/4
閉口部自動閉鎖装置 (ピストンレリ等)	2/4
放出表示灯箱	8/14
選択弁	5/9
ヘッド	4/4
定温式スポット型感知器	6/10
煙感知器	7/19
	4/16

件名	消防用設備等総合点検		5/14
図面名	A局舎 (3F)		
縮尺	No scale		
航空自衛隊 背振山分屯基地			

許可無く関係者以外に図面を貸出、複製及び回覧をさせてはならない。

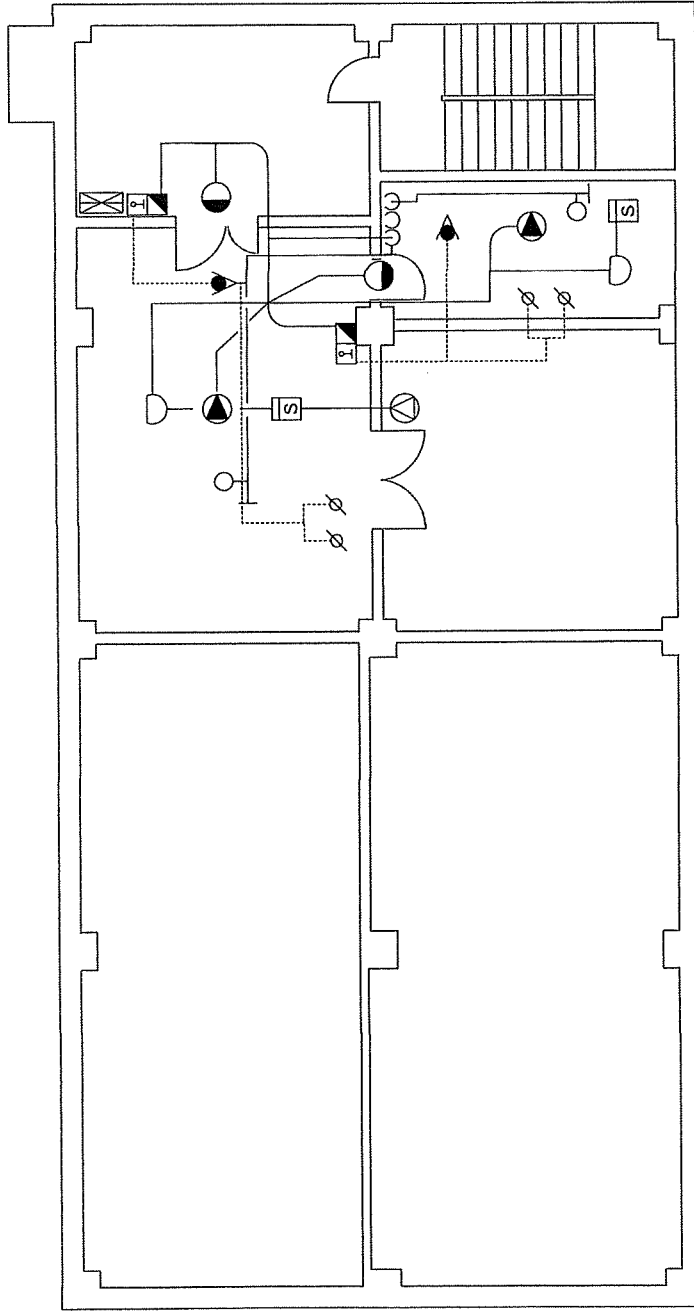
凡例 (不活性ガス消火設備)	数量
消火剤貯蔵容器 (55kg) (二酸化炭素容器)	17/17
容器弁開放装置 (ガス圧式)	3/3
起動用ガス容器	1/3
容器弁開放装置 (電磁式)	2/5
起動用操作箱	1/1
音響装置	3/3
制御盤 (3回路) (音声警、 表示機、電源装置組込)	1/3
圧力スイッチ	1/3
逆止弁	6/10
閉口型自動閉鎖装置 (ピストンレリヤ弁)	1/3
放出表示灯箱	3/3
選択弁	4/6
ヘッド	13/15
定温式スポット型感知器	13/15
煙感知器	13/15



許可無く関係者以外に図面を貸出、複製及び回覧をさせてはならない。










件名	消防用設備等総合点検	図面番号	6/14
図面名	B局舎 (B I F)		
縮尺	No scale		
航空自衛隊 背振山分屯基地			

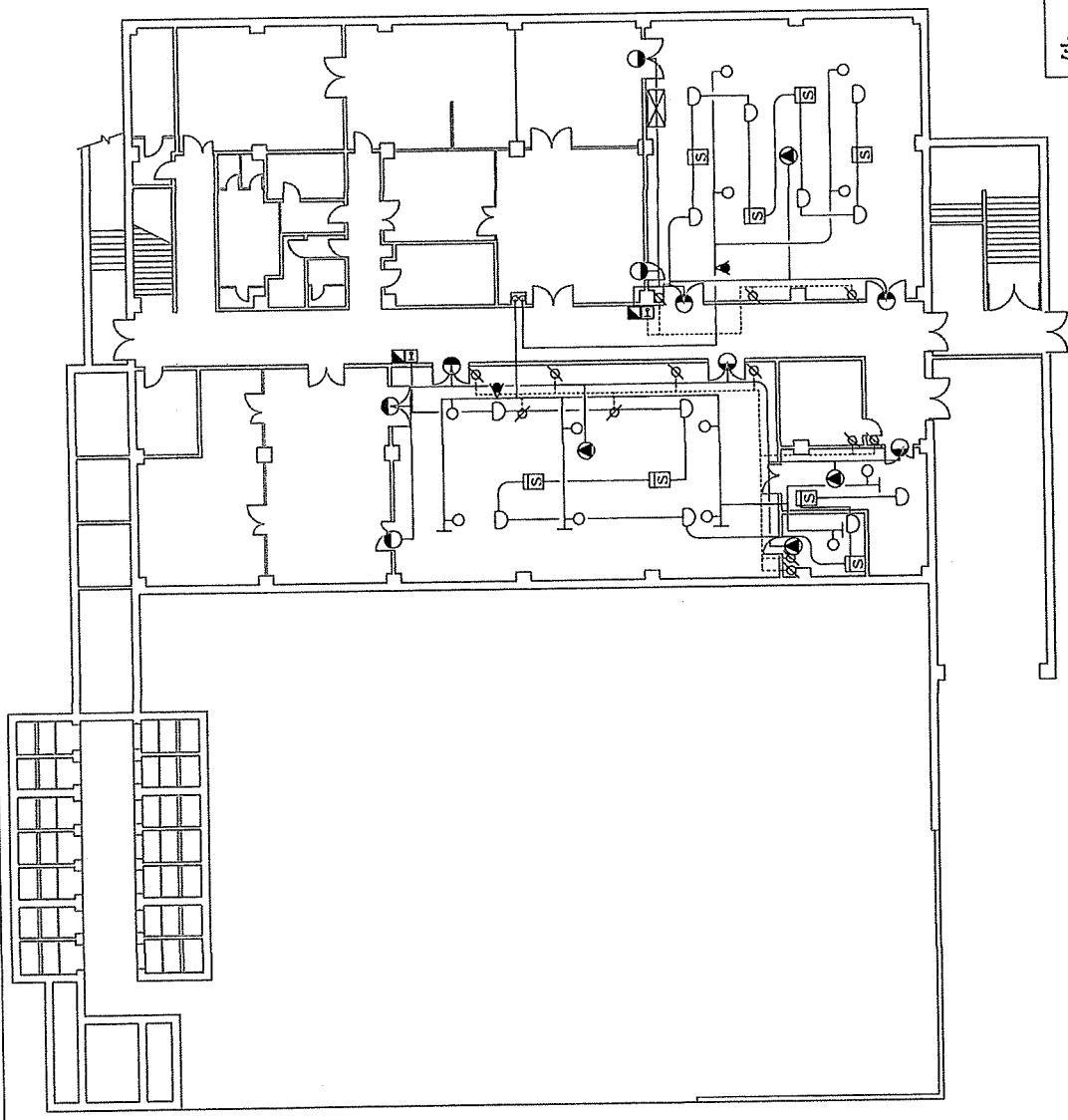
凡例 (不活性ガス消火設備)		数量
	起動用操作箱	2/3
	音響装置	3/5
	音響装置 (天井型)	1/1
	表示盤	2/3
	逆止弁	4/10
	開口部自動閉鎖装置 (リフト下シヤ等)	2/3
	放出表示灯箱	2/6
	ヘッド	2/15
	定温式スポット型感知器	2/15
	煙感知器	2/15



件名	消防用設備等総合点検		7/14
図面名	B局舎 (1F)		
縮尺	No scale		
航空自衛隊 背振山分屯基地			

許可無く関係者以外に図面を貸出、複製及び回覧をさせてはならない。

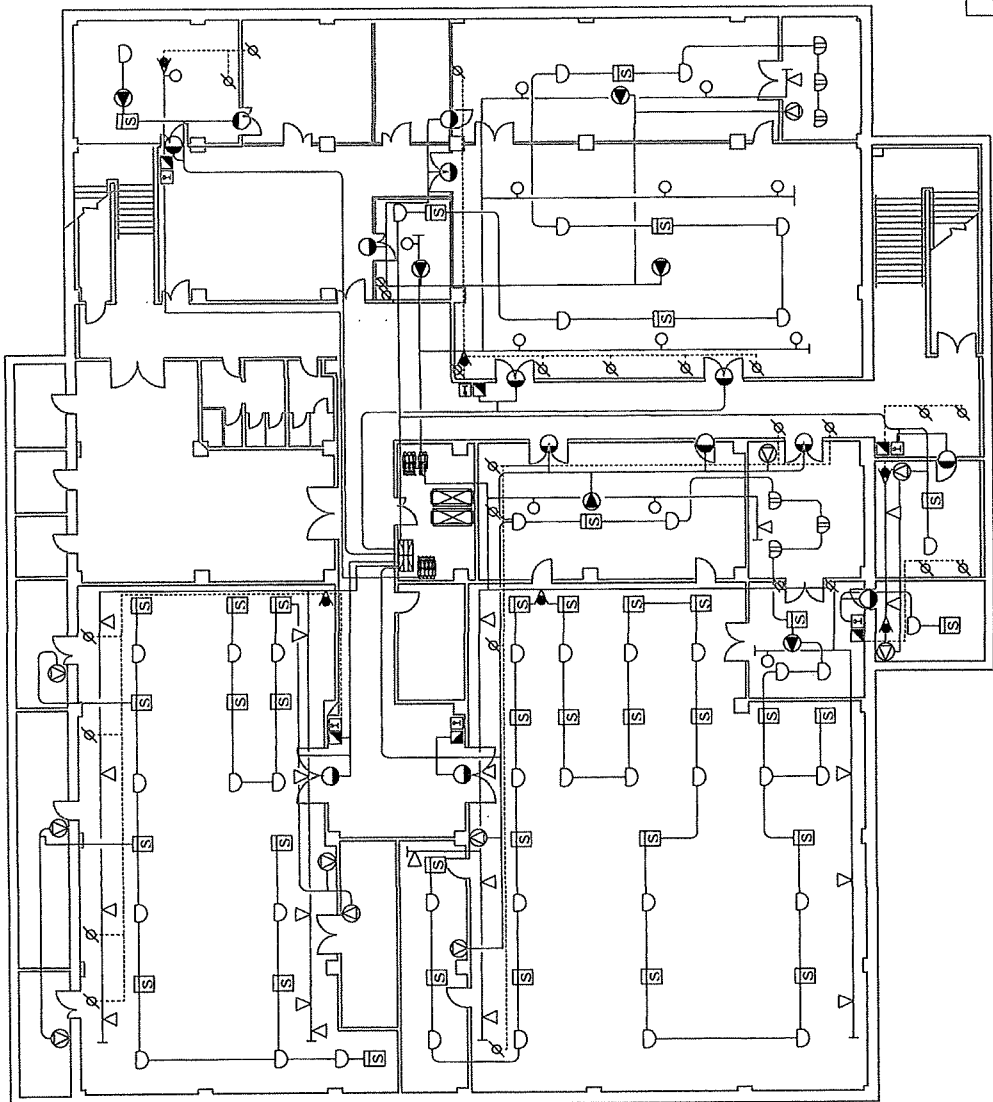
凡例 (ハロゲン化物消火設備)	数量
	2/8
	4/21
	1/1
	2/8
	13/39
	9/23
	12/46
	12/61
	8/46



件名	消防用設備等総合点検	図面番号	8/14
図面名	C局舎 (B I F)		
縮尺	No scale		
航空自衛隊 背振山分屯基地			

許可無く関係者以外に図面を貸出、複製及び回覧をさせてはならない。

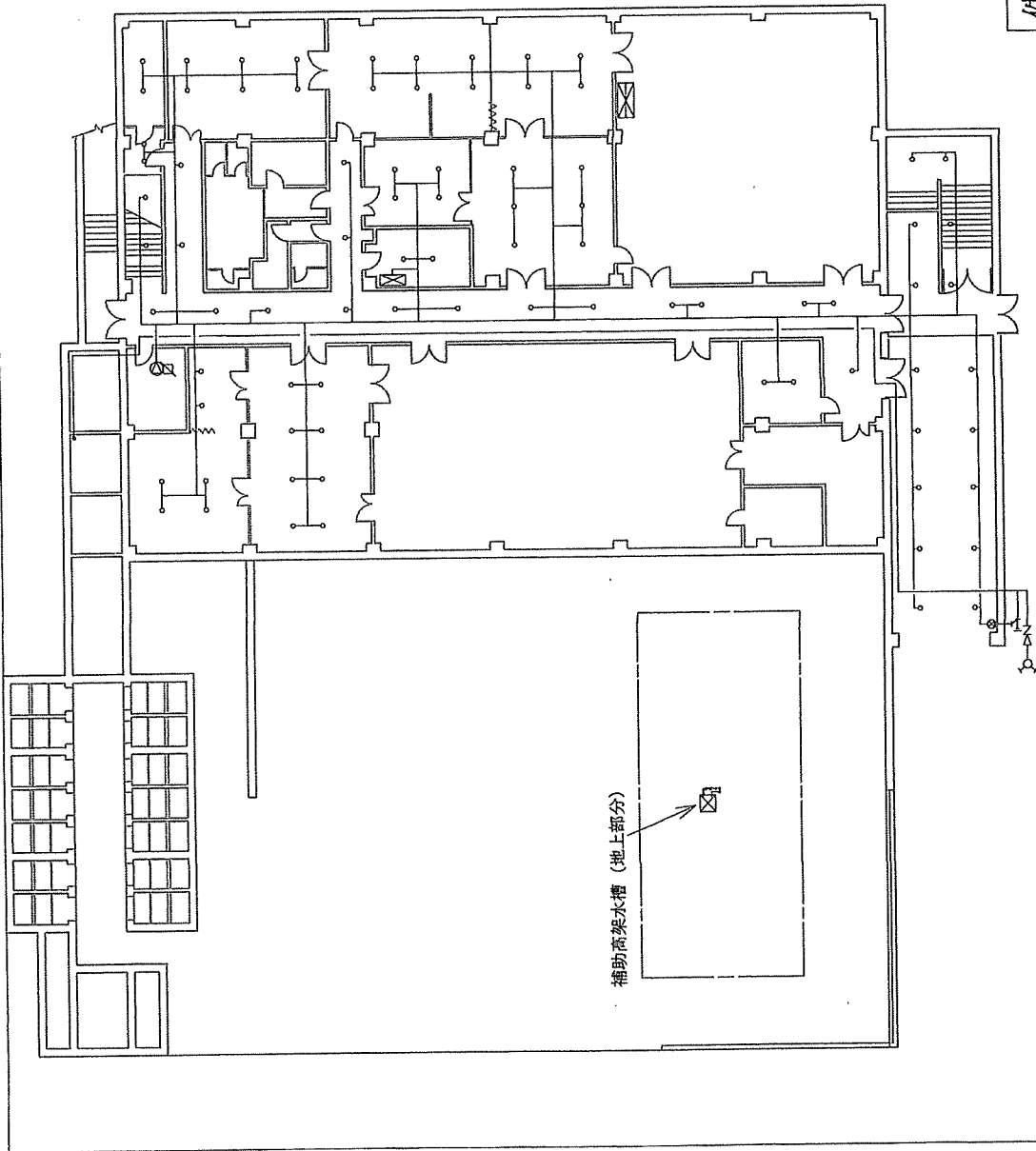
凡例 (ハロゲン化物消火設備)	数量
消火剤貯蔵容器 (52kg) (ハロン1301)	22/22
容器弁開放装置 (ガス圧式)	
起動用ガス容器	8/8
容器弁開放装置 (電磁式)	6/8
起動用操作箱	
警響装置	17/21
警響装置 (天井型)	
制御盤 (8回路) (音声盤、表示盤、警響装置組込)	1/1
圧力スイッチ	8/8
逆止弁	6/8
開口部自動閉鎖装置 (ヒュースレリ二線)	26/39
放出表示灯箱	14/23
選択弁	9/9
ヘッド	34/46
定温式スポット型感知器	
定温式スポット型感知器 (耐酸型)	49/61
煙感知器	38/46



件名	消防用設備等総合点検		図面番号	9/14
図面名	C局舎 (B2F)			
縮尺	No scale			
航空自衛隊 背振山分屯基地				

許可無く関係者以外に図面を貸出、複製及び回覧をさせてはならない。

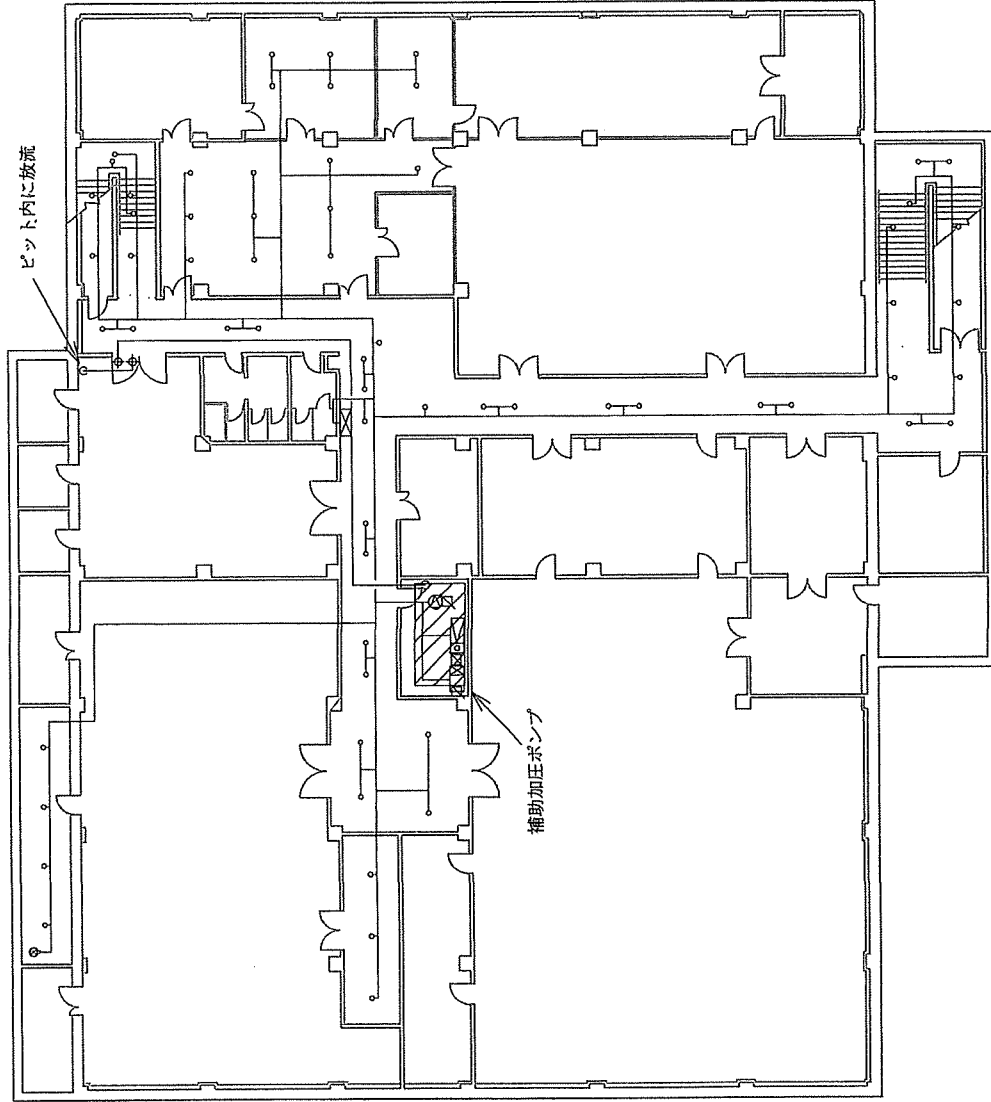
凡例 (スプリンクラー消火設備)	数量
○	83/147
⊙	1/2
⊗	1/1
⊕	1/1
⊖	1/4
⊗	1/2
⊗	1/2



件名	消防用設備等総合点検	図面番号	10/14
図面名	C局舎 (B1F)		
縮尺	No scale		
航空自衛隊 背振山分屯基地			

許可無く関係者以外に図面を貸出、複製及び回覧をさせてはならない。

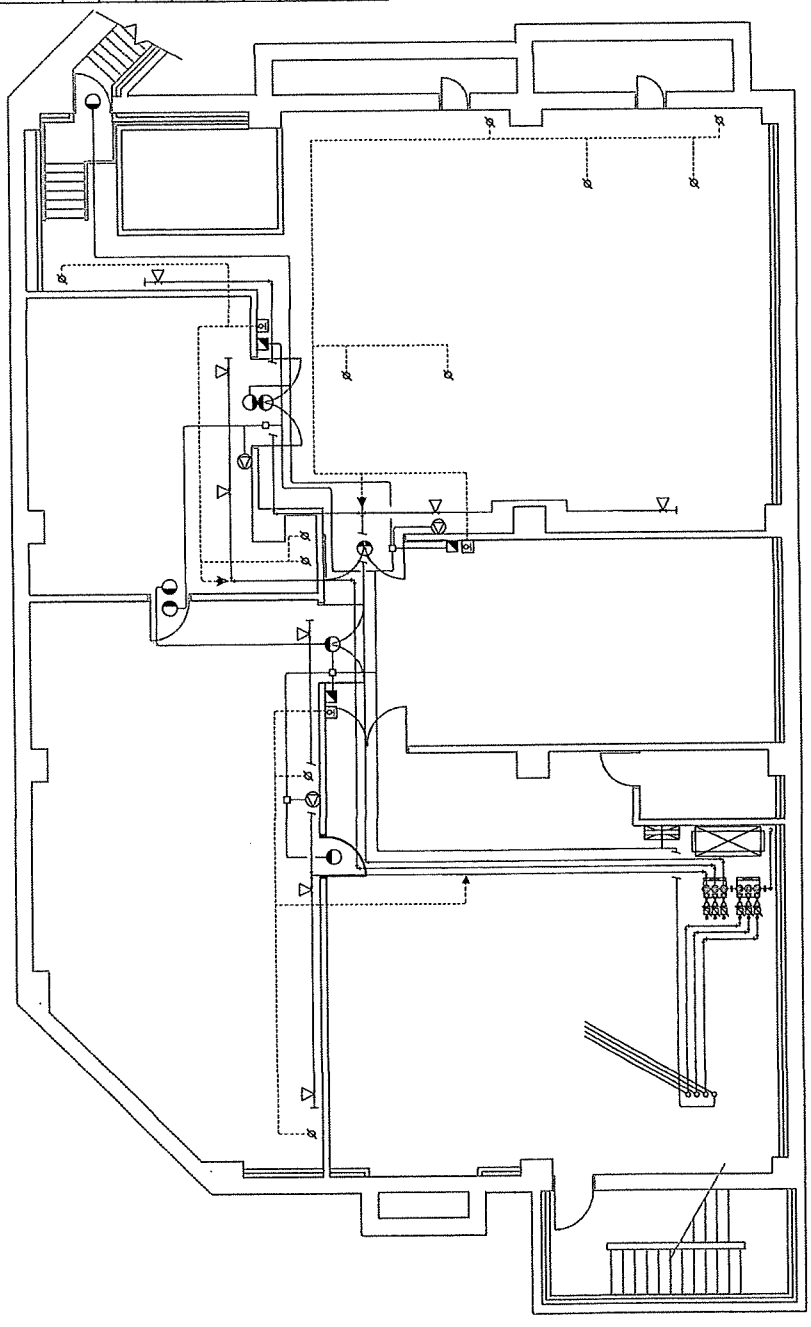
凡例 (スプリンクラー消火設備)	数量
加圧装置 (起動装置、制御盤、素子盤、呼水装置組込)	1/1
ヘッド	64/147
流水検知装置	1/2
圧カススイッチ	3/4
水源 (貯水槽、給水装置、バルブ類)	1/1
補助散水栓	1/2
末端試験弁	1/2



件名	消防用設備等総合点検		図面番号	11/14
図面名	C局舎 (B2F)			
縮尺	No scale			
航空自衛隊 背振山分屯基地				

許可無く関係者以外に図面を貸出、複製及び回覧をさせない。

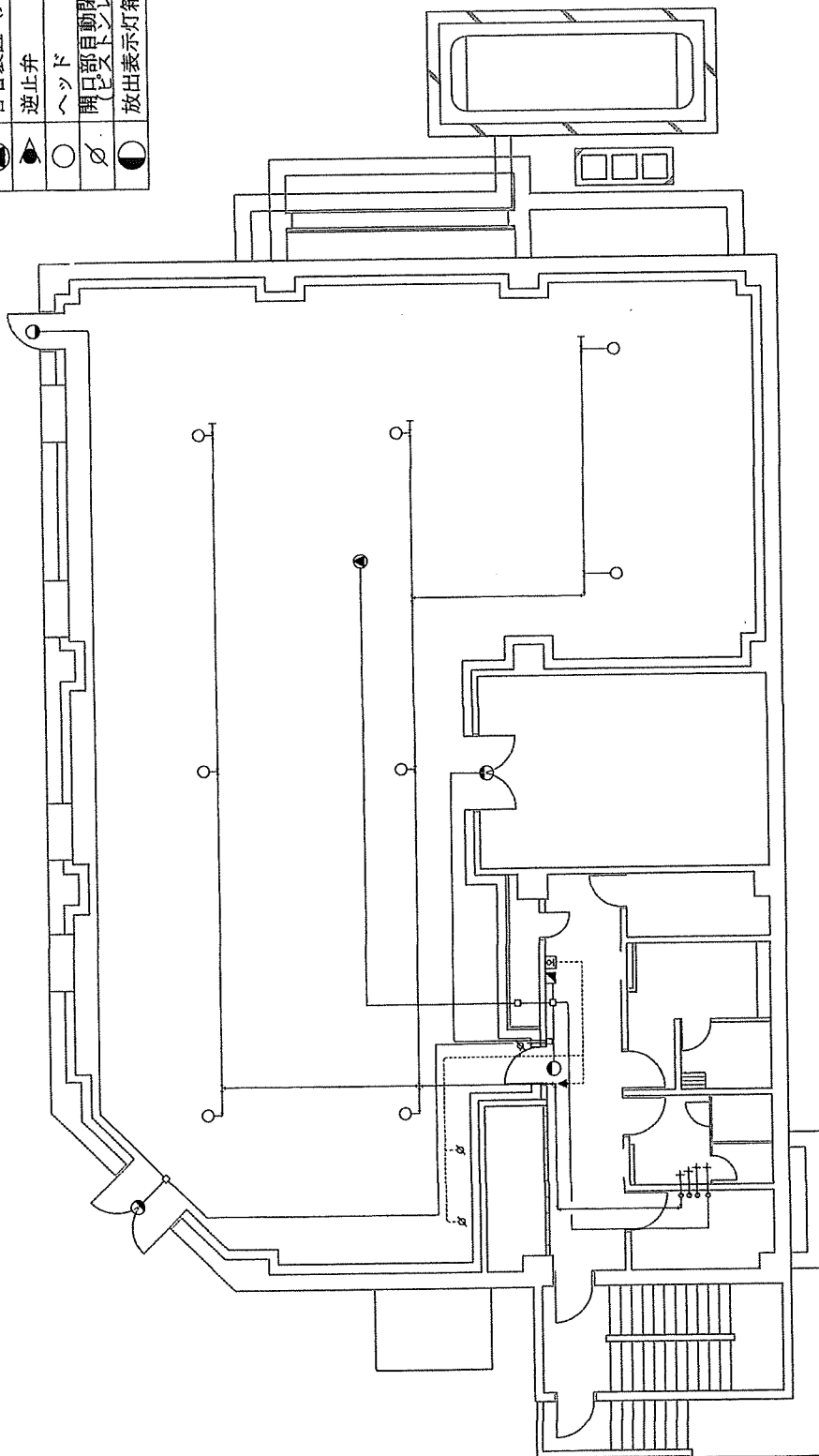
凡例 (ハロゲン化物物消火設備)	数量
消火剤貯蔵容器 (62kg) (ハロン1301)	6/6
容器弁開放装置 (ガス圧式)	6/6
起動用ガス容器	3/6
容器弁開放装置 (電磁式)	3/6
起動用操作箱	1/1
音響装置	6/6
制御盤 (6回路) (音響器、 翼弁盤、電源装置組立)	2/4
圧カスイッチ	11/21
逆止弁	8/17
開口部自動閉鎖装置 (ピストンレリリ等)	6/6
放出表示灯箱	8/20
選択弁	6/6
ヘッド	8/20



件名	消防用設備等総合点検	図面番号	12/14
図面名	D局舎 (B1F)		
縮尺	No scale		
航空自衛隊 背振山分屯基地			

許可無く関係者以外に図面を貸出、複製及び回覧をさせてはならない。

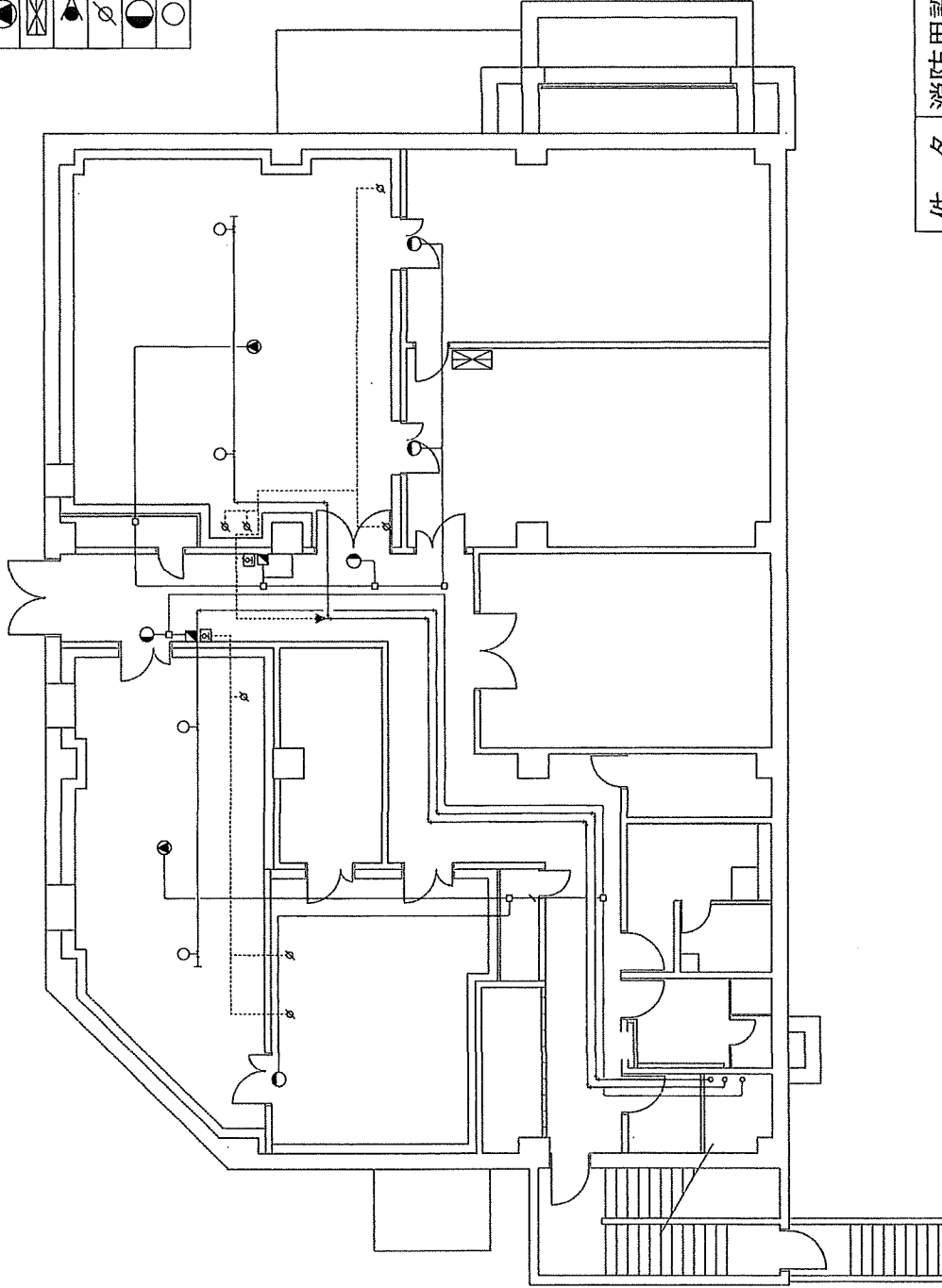
凡例 (ハロゲン化物消火設備)	数量
☐	1/6
○	1/6
●	1/4
○	8/20
∅	3/21
●	4/17



件名	消防用設備等総合点検		13/14
図面名	D局舎 (1F)		
縮尺	No scale		
航空自衛隊 背振山分屯基地			

許可無く関係者以外に図面を貸出、複製及び回覧をさせてはならない。

凡例 (ハロゲン化物消火設備)	数量
▲ 起動用操作箱	2/6
● 音響装置 (天井型)	2/6
⊠ 表示盤	1/1
▶ 逆止弁	1/4
⊘ 開口部自動閉鎖装置 (下等)	7/21
○ 放出表示灯箱	5/17
○ ヘッド	4/20



件名	消防用設備等総合点検		図面番号	14/14
図面名	D局舎 (2F)		縮尺	No scale
縮尺	No scale			
航空自衛隊 背振山分屯基地				

許可無く関係者以外に図面を貸出、複製及び回覧をさせてはならない。